

環 政 第 808 号
令 和 6 年 2 月 9 日

沖縄県知事 殿

沖縄県知事 玉城 康裕



主要地方道南風原知念線（地域高規格道路 南部東道路）整備事業に係る
事後調査報告書（令和4年度）について

令和5年11月2日付け南土第1836号で送付されたみだしの事後調査報告書について、
沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）第39条第1項の規定により、別
添のとおり環境の保全について適正な配慮がなされるための措置を講ずるよう求めま
す。

主要地方道南風原知念線（地域高規格道路 南部東道路）整備事業に係る 事後調査報告書（令和4年度）に対する環境保全措置要求

1 建設作業騒音について

令和3年度の事後調査の結果「住居等が近接する工事区域で大型ブレーカ等の騒音レベルが高い建設機械を使用する場合には、敷地境界に防音シートを設置する、施工箇所を可能な限り敷地境界から離す等、追加の環境保全措置を行います。」としており、令和4年度の【R4-3】R4南部東道路改良工事（5工区-1）において、施工箇所を可能な限り敷地境界から離すといった措置が講じられているものの、工事区域に最も近い民家側の敷地境界線において騒音規制法で定める特定建設作業の騒音に係る基準値の超過が確認され、その後、追加の環境保全措置として防音シートを設置したことで基準値以下になったとしている。

令和3年度調査の結果必要となった上記の環境保全措置については、今回基準値を超過したことや、今後の事業の実施状況、事後調査の結果等を踏まえ、基準値を超過しないよう検討を加え、工事前に実施すること。

2 道路交通騒音及び道路交通振動について

事後調査報告書では、本事業の工事期間は令和11年までとなっており、その後供用が開始される計画となっているが、一部区間については、既に暫定供用が開始されている。道路交通騒音及び道路交通振動に係る事後調査は、供用後に行われることとなっているが、暫定供用時には行われることとなっていない。

今後、暫定供用が開始された場合や暫定供用が開始された区間の車線の増設、延長等により交通量が増加した場合で、道路沿いに集落又は留意施設がある場合には、これらに対する道路交通騒音及び道路交通振動の影響を把握し、必要な環境保全措置を講じること。

3 陸域動物について

改変が予定されている施工範囲については、踏査による事前の確認を行い、重要な種が確認された場合には適地への移動を行うこととなっているが、施工範囲の一部では、事業者と施工業者との連絡調整の不備により、事前の確認が行われる前に工事が実施されている。

工事の実施に当たっては、事業者及び施工業者とで調整を密にし、適切に環境保全措置を講じること。

4 事後調査報告書の作成及び送付について

本報告書の調査期間は令和4年4月から令和5年3月となっているが、知事に送付されたのは、令和5年11月となっている。

事業者は、知事の環境保全措置要求を勘案し、その結果を遅滞なく事後調査や環境保全措置に反映することで、環境の保全について適正な配慮を行う必要があることから、事後調査報告書は調査終了後速やかに知事に送付すること。